

2015年11月2日
株式会社みずほ銀行

ミャンマー連邦共和国ティラワ経済特区における 出張所開設認可の取得について

株式会社みずほ銀行（頭取：林 信秀）は、2015年10月29日付で、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」）現地当局よりミャンマーティラワ経済特区（以下「ティラワ SEZ」）における出張所開設の認可を取得しました。これを受け、2015年度内の拠点開設を目指して具体的な準備作業を開始します。なお、ミャンマーにおける当行拠点は、ヤンゴン支店に続き 2 拠点目となり、ティラワ SEZ における拠点開設は外国銀行では初となります。

ミャンマーは、豊富な天然資源と優れた労働力等、投資先としての数々の魅力から、企業進出の飛躍的増加が期待されています。また、人口規模の大きさ等から消費市場としても期待されており、ASEAN の一員としてさらなる経済成長が見込まれています。

ティラワ SEZ は、ミャンマー最大都市ヤンゴン市街地から南方 23 キロに位置し、日本・ミャンマー両国政府が主導する同国初の大規模・国際水準の工業団地（総計画面積 2,400ha）です。本年 9 月に先行開発区域（400ha）を開業しており、今後、製造業を中心に進出企業の増加が見込まれています。

当行は、本年 8 月にヤンゴン支店を開業し、預金・融資・為替や e-バンキング等、グローバルレベルの金融サービスを現地で提供しています。ティラワ SEZ での出張所開設を通じ、〈みずほ〉は、お客さまの同地への新規進出・事業展開をお客さまの近くで力強くサポートしていくとともに、ミャンマーの産業・金融市場のさらなる発展や人材育成にも貢献していきます。

以上